

第5回久米島町長杯 第3回JALJTAカップパークゴルフ大会



2月25日、第5回久米島町長杯・第3回JALJTAカップパークゴルフ大会が開催され、今大会は、232人がエントリーし、熱い闘いが繰り広げられました。

優勝者には、久米島一北海道往復航空券が贈られました。

上位入賞者

◆男子の部

- ①大宮 泉 (久米島町) スコア 95
- ②大谷 忠勝 (北海道) スコア 98
- ③糸数 聡 (久米島町) スコア 100

◆女子の部

- ①谷保 厚子 (北海道) スコア 105
- ②國吉 裕子 (久米島町) スコア 107
- ③長谷川 光江 (千葉県) スコア 108

～平成29年度 小児・身障者割、航空運賃還付申請について～

4月1日以降 JTA・RAC(久米島-那覇) 搭乗分の還付申請受付を行っています。
あじま一館内「商工観光課」にて申請のお手続きをよろしくお願いいたします。

【還付金の申請方法】

※手続きに必要なもの

- 飛行機に乗ったことを証明できる書類
- 離島住民カード(※1)
- 印かん
- 通帳の写し
- 身障者手帳

※飛行機に乗ったことを証明できる書類について

- ①「領収書 + 搭乗証明書」
 - ②「eチケットお客様控え + 搭乗証明書」
 - ③「搭乗券」or「ご搭乗案内 (レシートタイプ)」
- ①～③のいずれか

「搭乗券」or「ご搭乗案内(レシートタイプ)とは…
保安検査場で入場する際に読み取り機にタッチする
バーコードのついた券又はタッチした際に発行される
レシートタイプになります。



※1「離島住民カード」の有効期限が切れましたら、再発行後、申請の際、ご提出下さい。

◇ 航空運賃 (久米島-那覇) 還付金額表

運賃種別(種別コード)		片道運賃	還付金額
小児者	離島割引(WK)	5,100円	1,550円
	小児普通運賃:(CH)	※4,900～4,950円	1,350円
身体障がい者	離島割引(WK)	5,100円	450円
	身体障がい者割(HF)	7,750円	3,100円

※上記運賃種別コード以外は還付対象外です!! ※小児普通運賃：ピーク期間(7/1-8/31)の料金は4,950円です。

◇申請の受付は **商工観光課 (あじま一館)** のみで行っております。
受付時間 8:30～17:15

お問合せ 商工観光課 ☎851-9162

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle 118 \text{ 万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が届きます。引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所にご連絡ください。

お問合せ 浦添年金事務所 ☎098-877-0343 福祉課 ☎985-7124

(水田活用の直接支払交付金：経営所得安定対策等交付金)

水田転作(交付対象)農地の見直しについて

1. 見直しの理由

水田活用の直接支払交付金の交付について、財務省の予算執行調査において「畦畔や水路がなく水田と呼べない畑地化した農地にも交付されている事例があった」と指摘があり、各協議会で厳正な運用を図るよう求められている。

これを踏まえて、久米島町では下記のとおり対象農用地の見直しを行います。

2. 対象農用地の変更点

現在の対象農用地の中から、「畦畔(あづし)」、「水路」の無い、畑地化した(水田の機能を失っている)農地を除外する。

3. 今後のスケジュール

- (1) 3月～5月 対象農用地の見直し、現地確認作業。
- (2) 5月末 申請書の送付。
- (3) 6月 申請受付及び個別確認。

一般的な「水田」



けいはん 畦畔

除外対象「水田」



※「畦畔」、「水路」が無く「畑地化」している。

お問合せ 産業振興課 ☎985-7134